

表 「大連市の科学技術イノベーションのさらなる支援政策措置」における取り組み概要

1.科学技術イノベーションプラットフォームの建設支援	①大連市に設立する国家レベルの実験室（基地）に対し、ケースバイケースの方針で経費を補助。
	②承認された遼寧省レベルの実験室に対し、当初立ち上げ用に1億元を、設立後に毎年最高1億元を補助（実績評価、資金運用と発展状況に応じる）。
	③承認された大連実験室に対し、当初立ち上げ用に5,000万元を、設立後に毎年最高1億元を補助（実績評価、資金運用と発展状況に応じる）。
	④承認された新設の国家重点実験室、国家技術イノベーションセンター、国家「一帯一路」共同実験室、国家大学科学技術パークなど14種類の国家レベルの科学技術イノベーションプラットフォームに対し、500万元の補助金を一括支給。
	⑤設立3年以上の市レベルの重点実験室、技術イノベーションセンター、新興産業イノベーションセンター、工業技術エンジニアリングセンター、製造業イノベーションセンター、臨床医学研究センターなどに対し、大連市関連政府部門が優秀と評価する場合に50万元の補助金を支給（3年以内に重複補助の受給なしが条件）。
	⑥新規に承認された市レベルの新型研究開発機構に対し、過去3年間の実際の研究開発投資額の30％以下、最高300万元の補助金を支給。実績が優れている場合、年度内の実際の研究開発投資額の30％以下、最高100万元の補助金を支給。
2.基礎研究とボトルネック技術研究開発の支援	⑦科学技術イノベーションファンド計画プロジェクトを実施し、重要な基礎研究プロジェクトに対し、最高100万元の補助金を；応用基礎研究プロジェクトに対し、最高30万元の補助金を支給。
	⑧市レベルの重要な科学技術研究開発計画プロジェクトに対し、該当プロジェクト研究開発経費の30％以下、最高200万元の補助金を支給（事後補助）。
	⑨ボトルネック中核技術の募集指定のプロジェクトに対し、実際の自己負担研究開発費の30％以下、最高1,000万元の補助金を支給（事前・事後を併せた補助）。
	⑩国家科学技術重大特別プロジェクトと国家重点研究開発プログラムを請け負うパイロット企業に対し、国家が割り当てた金額のうち、企業側が実際に使用した分の20％について、プロジェクト実施期間中、最高1,000万元の補助金を支給。
3.科学技術イノベーション主体の育成支援	⑪新規認定されたハイテク企業に対し、認定された年の研究開発費総額に応じて支援。例えば、年間研究開発費が1,000万元以上の企業に対し、20万元の補助金を支給。
	⑫大学や研究機関の成果実用化により設立された企業およびガゼル企業（注1）、ユニコーン企業（シーズ、潜在的なユニコーンも含む）を支援。初期計画の研究開発投資総額の30％、最高500万元の補助金を支給。
	⑬新規承認された国家レベルの科学技術インキュベーターなどに対し、最高100万の補助金を支給。
	⑭イノベーション・スタートアップのコンテストを開催。優勝した団体や企業に対し、最高50万元の補助金を支給。
4.科学技術成果の大連での実用化の支援	⑮科学技術移転サービス機関および科学技術成果実用化サービス・プラットフォームの構築を支援。評価が優秀なプラットフォームに対し、最高300万元の補助金を支給。
	⑯概念実証（POC、注2）センターと成果実用化前のパイロット試験拠点の建設を促進。
	⑰大連所在の大学・研究所が企業と技術譲渡などを成約した場合、成約額の8％まで、最高50万元の奨励金を大学に、成約額の15％まで、最高100万元の補助金を企業に支給。
5.科学技術人材のイノベーションの支援	⑱大連所在の大学・研究所等が育成・誘致した高度人材・トップ人材のチームに対し、最高500万元の研究開発補助金を支給。人材のレベルに応じて、10万元、30万元、100万元の補助金を支給。
	⑲企業等が香港、マカオ、台湾および外国専門家を重点産業分野に活用してプロジェクトを実施する場合、各プロジェクト当たり最高100万元を補助。
	⑳重点分野において外国のハイレベル人材と長期契約する場合、実際に当該人材に対して企業が支払った税引前年間給与額の一定の割合について、最高1人当たり60万元の補助金を支給。
	㉑大連市の最高科学技術賞を受賞した場合、50万元の奨励金を支給。自然科学賞、技術発明賞、科学技術進歩賞の各1等、2等、3等を受賞した場合、それぞれ20万元、10万元、5万元の奨励金を支給。
6.知的財産権の運用・実用化の支援	㉒知的財産権の運用を強化。自社の知的財産権を運営する機関に対し、毎年評価を実施し、優秀、優良、合格と評価された場合、それぞれ60万元、40万元、20万元の補助金を支給。
	㉓知的財産権を活用した投資や資金調達を補助。
	㉔高付加価値な知的財産権のポートフォリオ構築を補助。
	㉕知的財産権産業連盟、知的財産権金融サービス・イノベーション発展連盟等に対して毎年評価を行い、知的財産権の保護または運用について評価が優秀な連盟に対して、各10万元の補助を支給。
	㉖重点産業分野、重点エリアで専利ナビゲーション（注3）を実施する現地政府・政府系機関、社会团体などに対し、実際に支出した額の80％、最高50万元の補助金を支給。
	㉗国家レベルの知的財産権保護標準化市場として新規に認定された機関に対して、10万元の奨励金を一括支給。
	㉘社員・職員が国家特許代理師（日本の弁理士に相当）資格試験に合格した会社・機関に対し、1人当たり1万元の奨励金を支給；知的財産権に関する研修を実施した大学・研究所に対して評価を実施し、効果がみられた場合、最高10万元の補助金を支給。
7.科学技術サービス能力向上の支援	㉙科学技術金融の専門機関を発展させる。科学技術（専門）出張所および科学技術保険専門機関を新設する場合、20万元の奨励金を支給。
	㉚科学技術企業に対して、融資保証料や科学技術保険料の補助を実施。
	㉛科学技術特別派遣員制度を推進し、新規に認定された科学技術特別派遣団体の代表者派遣元機関に対し、5万元の補助金を支給。
	㉜優秀な科学普及基地として評価された機関に対し、10万元の補助金を支給。2年ごとに1回評価を実施。

（注1）ガゼル企業とは、シンクタンク「胡潤研究院」の定義によると、2000年以降に創業し、今後3年以内にユニコーン企業になる可能性が高い非上場企業を指す。

（注2）アイデア、技術、ビジネスモデル、製品について、実現可能性を確認するためのテストや実験のこと。

（注3）専利情報分析を、R&Dだけでなく、企業経営や人材管理、地域・産業計画などに応用するもの。日本でいうIPランドスケープに近い概念。

（出所）「大連市の科学技術イノベーションのさらなる支援政策措置」を基にジェトロ作成